

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

教育支援課

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

沖縄県立高等学校等の授業料等の免除、減免、徴収の猶予その他の必要事項を定めた規則

2 改正の経緯及び必要性

県は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）に基づき、保護者等の失職、倒産等の家計急変により授業料等の納付が困難となった者の授業料等の免除を行っている。

令和5年4月から、家計急変により授業料等の納付が困難となった者に対し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金制度による支援が行われることとなったことから、当該者の授業料の免除等に係る規定を整理する等の必要がある。

3 改正の概要

- (1) 授業料等の免除を受けられる者を改める。（第2条及び第6条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第2条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条及び第13条並びに第1号様式から第10号様式まで関係）
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(免除又は減額の対象)</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第3号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるとともに、沖縄県立中学校の証明手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免除又は減額の対象)</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産等の家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に定める者に該当しない者</p>

<p>③ 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</p> <p>④ 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。</p> <p>イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。</p> <p>⑤ 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者</p> <p>2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができるものは次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該既卒者（当該既卒者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者が困難となった者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>④ 就学支援金 の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</p> <p>⑤ 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。</p> <p>イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者</p> <p>2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者</p>
<p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならぬ。この場合において、当該者に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）がいうときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規</p>	<p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならぬ。ただし、同項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を、同項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規</p>

定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）（第2条第1項第1号に該当する者を除く。）

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書（第2号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(削る。)

(削る。)

3・4 (略)

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者と連署した申請書を提出するものとする。

(1) 課税証明書等（第2条第2項第2号に該当する者を除く。）

(2) (略)

2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類（次条第3項において「申請書等」という。）を受理したときは、同条第3項の規定により授業料等の免除の決定をする場合を除き、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(削る。)

(削る。)

3・4 (略)

定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）

(2) 家計急変等の事由 を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による 書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類 を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第2号様式）

(2) 授業料等減免調書（第3号様式）

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は、第1号の書類の提出を要しない。

(1) 課税証明書等

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は

、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第2号様式）

(2) 授業料等減免調書（第3号様式）

3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要があ

<p>る場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならぬ。</p> <p>(免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、<u>授業料等減免承認通知書(第4号様式)</u>により校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して<u>授業料等減免決定通知書(第5号様式)</u>により通知するものとする。</p> <p>3 <u>第2条第2項第2号に該当する場合は、校長は</u></p>	<p>(免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、<u>授業料等減免承認通知書(第3号様式)</u>により校長に通知するものとする。</p> <p>2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して<u>授業料等減免決定通知書(第4号様式)</u>により通知するものとする。</p> <p>3 <u>校長は、第2条第2項第2号の規定により</u></p>
<p><u>授業料等の免除を受けようとする者が提出する申請書等を受理した場合であつて、当該者が同号に該当するときは、<u>授業料等の免除の決定をすることができる。</u></u></p> <p>4 校長は、前項の規定により<u>授業料等の免除を決定した場合</u>は、速やかにその該当者に対して<u>授業料等減免決定通知書(第5号様式)</u>により通知するとともに、<u>授業料等免除決定報告書(第6号様式)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第10条 授業料等の徴収の猶予は、校長が許可する。</p> <p>2 授業料等の徴収の猶予を受けようとする者(第4条第2号に掲げる者を除く。)は、<u>授業料等徴収猶予願(第7号様式)</u>を校長に提出しなければならない。</p> <p>3 校長は、前項の規定による書類を受理したときは、その理由が第4条第1号又は第3号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。</p> <p>4 校長は、第1項の規定により許可した場合、速やかにその該当者に対して<u>授業料等徴収猶予決定通知書(第8号様式)</u>により通知すると同時に、<u>授業料等徴収猶予報告書(第9号様式)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、<u>授業料の徴収の猶予を許可したものとする。</u></p> <p>第11条 (略)</p>	<p><u>り授業料等の免除を受けようとする者が提出する申請書等を受理した場合であつて、当該者が同号に該当するときは、<u>授業料等の免除の決定をすることができる。</u></u></p> <p>4 校長は、前項の規定により<u>授業料等の免除を決定した場合</u>は、速やかにその該当者に対して<u>授業料等減免決定通知書(第4号様式)</u>により通知するとともに、<u>授業料等免除決定報告書(第5号様式)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 授業料等の徴収の猶予を受けようとする者(第4条第2号に掲げる者を除く。)は、<u>授業料等徴収猶予願(第6号様式)</u>を校長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 校長は、第1項の規定により許可した場合、速やかにその該当者に対して<u>授業料等徴収猶予決定通知書(第7号様式)</u>により通知すると同時に、<u>授業料等徴収猶予報告書(第8号様式)</u>により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書(第9号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学査料の減免)

第13条 (略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 入学査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学査料減免申請書(第10号様式)に入学査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学査料減免申請書(第10号様式)を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

4 (略)

第14条～第16条 (略)

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書(第10号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学査料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学査料(以下「入学査料」という。)の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となつた者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)により入学を志願するもの
- (2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集(以下「第2次募集」という。)に志願する者(学力検査を受験しなかつた者を除く。)

2 入学査料の免除又は減額は、前項第1号に該当する者については、その全額を免除するものとし、同項第2号に該当する者については、その半額を減額するものとする。

3 入学査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学査料減免申請書(第11号様式)に入学査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学査料減免申請書(第11号様式)を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

4 入学査料の免除又は減額の決定は、入学査料減免申請書を受理した校長が行う。

第14条～第16条 (略)

第1号様式 (第6条、第7条関係)

授業料等減免申請書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 本人	現住所	課程等	科	学年	組
	氏名	氏名	生年月日	生年月日	
2 保護者等	現住所	氏名	生年月日	生年月日	
	職業(勤務先)	職業(勤務先)	生徒との関係	生徒との関係	
3 減免希望の理由(具体的に)					

第2号様式 (略)

(削る。)

第3号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第8条関係)

年 月 日
文書番号

第1号様式 (第6条、第7条関係)

授業料等減免申請書

年 月 日

〇〇高等学校長 殿

下記の理由により授業料等の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 本人	本籍	住所	課程等	科	学年	組
	現住所	氏名	氏名	生年月日	生年月日	
2 保護者	現住所	氏名	生年月日	生年月日	生徒との関係	
	職業(勤務先)	職業(勤務先)	生徒との関係	生徒との関係		
3 減免希望の理由(具体的に)						

第2号様式 (略)

第3号様式 (第6条、第7条関係)

第4号様式 (第8条関係)

第5号様式 (第8条関係)

年 月 日
文書番号

生徒宛て

〇〇高等学校長氏名

印

〇〇年度授業料等減免決定通知書

さきに提出があつた授業料等減免申請については、下記のとおり決定したので通
知します。

記

保 護 者 等	
免 除 ・ 減 額 の 別 期	年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式 (第8条関係)

第6号様式 (第10条関係)

〇〇高等学校長 殿 (本人) 課程 科 学年 氏名
(保護者等) 現住所 氏名
本人との関係

授業料等徴収猶予願

下記理由により授業料等の納付が困難でありますので、授業料等徴収の猶予を願
います。

1 理由 (具体的に) 自 年 月 日 記
至 年 月 日

2 徴収猶予の希望期間 自 年 月 日
至 年 月 日

生徒あて

〇〇高等学校長氏名

印

〇〇年度授業料等減免決定通知書

さきに提出があつた授業料等減免申請については、下記のとおり決定したので通
知します。

記

保 護 者	
免 除 ・ 減 額 の 別 期	年 月 日から 年 月 日まで

第6号様式 (第8条関係)

第7号様式 (第10条関係)

〇〇高等学校長 殿 (本人) 課程 科 学年 氏名
(保護者) 現住所 氏名
本人との関係

授業料等徴収猶予願

下記理由により授業料等の納付が困難でありますので、授業料等徴収の猶予を願
います。

1 理由 (具体的に) 自 年 月 日 記
至 年 月 日

2 徴収猶予の希望期間 自 年 月 日
至 年 月 日

第7号様式 (第10条関係)

生徒宛て

文書番号
年 月 日

〇〇高等学校長氏名
授業料等徴収猶予決定通知書

さきに申請のあつた授業料等猶予願ひについては、下記のとおり決定したので通
知する。

記

1 保護者等 自 年 月 日

2 猶予の期間 至 年 月 日

第8号様式 (第10条関係)

高等学校長 殿

入学査料減免申請書

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保護者等住所
氏 名

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第13条の規定によ

第8号様式 (第10条関係)

生徒あて

文書番号
年 月 日

〇〇高等学校長氏名
授業料等徴収猶予決定通知書

さきに申請のあつた授業料等猶予願ひについては、下記のとおり決定したので通
知する。

記

1 保護者 自 年 月 日

2 猶予の期間 至 年 月 日

第9号様式 (第10条関係)

高等学校長 殿

入学査料減免申請書

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保護者住所
氏 名

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第13条の規定によ

第10号様式 (第12条関係)

高等学校長 殿

入学査料減免申請書

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保護者住所
氏 名

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第13条の規定によ

第11号様式 (第13条関係)

高等学校長 殿

入学査料減免申請書

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保護者住所
氏 名

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第13条の規定によ

り、入学考査料を（免除・減額）されますよう申請いたします。
（理由）

注意 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

り、入学考査料を（免除・減額）されますよう申請いたします。
（理由）

注意 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。